



道路工事現場等における警備員等の配置による安全管理 について（通知）

技術基準の種類:安全対策
通知日 :平成元年 8月 5日

受管第323号
平成元年 8月 5日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

（鳥取県）土木部長

道路工事現場等における警備員等の配置による安全管理 について（通知）

工事現場管理については、鳥取県土木工事共通仕様書第12条に基づいて措置されているところではありますが、このたび鳥取県警察本部防犯部長から、道路工事現場等における警備員等の配置による安全管理について、別添写しのとおり通知がありました。
ついては、その趣旨を理解され、請負業者に対して指導をお願いします。
参考資料は添付します。

鳥防少発第625号
平成元年 6月 14日

鳥取県土木部長殿

鳥取県警察本部
防犯部長

道路工事現場等における警備員等の配置による安全管理について

謹啓 梅雨の候貴台におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、警察活動全般にわたりご支援、御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、県ならびに市町村が発注する道路工事等の現場における交通誘導等の安全管理につきましては、請負業者が警備業者に依頼して行うことが定着しつつありますが、警察といたしましても警備業務の重要性に鑑み、優良業者による適正な業務の提供を図るため、警備員等の「検定制度」の推進について社団法人鳥取県警備業協会を通じてその指導に努めているところであります。

しかし、工事関係者あるいは不慣れた警備員により交通誘導業務が行われるなど、これら警備員等の関係した交通事故の発生が予想され、警備業が安全産業として定着するためには、今後一層適切な指導を要する現状にあります。

ところで、この「検定制度」につきましては、警備員の資質を高め、適正な警備業務の実施を図る事を目的として、警備業法に基づき昭和61年7月から行われているもので、「交通誘導」等4種の警備業務につきそれぞれ専門的な知識、能力について検定を行い、合格者に対しては都道府県公安委員会から合格証が交付されるものであります。

したがいまして、検定取得者の増加は、知識、能力において一定水準以上にある優秀な警備員の配置が期待できることから、道路工事現場等における安全管理がより徹底されることとなるものであります。

このような実態を踏まえ、警察としましては建設省工事事務所、鳥取県建設業協会に対して、「検定制度」の定着化を含めその安全対策についての協力をお願いしているところであります。

つきましては、貴職におかれましても、検定制度の重要性をご理解下さいまして、貴管下の各土木事務所ならびに市町村に対し、道路工事等を建設業者等に発注される場合には、請負業者に対して

交通誘導員の配置は、専門的な知識、能力を有する警備員等を要請すること
交通誘導員を警備業者に依頼する場合は、できる限り「交通誘導の検定取得者」を警備業者が配置するように要請すること

の2点を指導していただき、何分のご協力を賜りますようお願いする次第であります。

なお、指導に当たりましては、現在のところ検定を取得した警備員が少ないことから、当面は、現場における交通誘導の責任者等について検定取得警備員の配置を要請するなど配慮していただき、適切な指導をお願いいたします。
終わりに、貴台をはじめ職員の皆様方のご多幸を祈念申し上げます。

敬具